

保育所、認定こども園等における安全管理の徹底

(こども未来課)

1 概 要

令和4年9月5日に牧之原市内の幼保連携型認定こども園「川崎幼稚園」において、送迎バス内に取り残された園児が亡くなった事案を受け、再発防止に向けて、国や市町など関係者と連携し、保育施設等の安全管理対策の徹底に取り組んでいる。

2 安全管理対策

(1) 送迎バスに係る安全管理調査・指導（令和4年9月27日～11月18日）

国の通知で示す安全管理事項に基づく実態調査や、国の緊急点検の結果を基に、バス運行している地域型保育事業所、認可外保育施設を含む、全ての施設に対して、現場への立入指導を実施した。

| 項 目 | 内 容 | |
|-------|--|--|
| 指 導 果 | 多くの施設で登園管理や送迎バスの運行体制が整えられつつあるが、一部において、保護者への連絡体制や乗車名簿の作成、乗降時の名簿へのチェック等が実施されておらず、改善指導を行う。(270施設のうち、1施設は休止のため、269施設が対象) | |
| | バス運転手などの運行体制 | 運転手のほか、子どもの対応できる職員が同乗：90.7% 乗車名簿の作成がされている：91.8% |
| | 乗降確認 | 子どもの人数等を確認し記録までしている 乗車時：72.1%、降車時：45.7% |
| | 送迎に関するマニュアル | 安全計画や危機管理マニュアル、その他の方法で規定 83.8% |

(2) 安全管理指針の策定（令和4年10月28日）

- ・送迎バスを運行する施設が、自園の送迎に関する安全管理マニュアルの作成や改定の際、参考となるガイドラインとしての役割
- ・今回の事案の原因を踏まえた対処法を中心に、園長の役割、送迎に関する安全管理マニュアルの策定や活用法などの重要項目に論点を絞った、現場で実践可能な内容

| 項 目 | 内 容 | |
|-----|-------------------|---|
| 1 | 送迎車両運行に携わる者の管理と役割 | 安全管理の統括者としての 園長の役割 、その他運転手、同乗職員、臨時の職員、保護者等それぞれの行うべき役割 |
| 2 | 事故防止のための重要確認事項 | ダブルチェック体制の必要性と整備、 こどもの乗降確認 、施設到着時のこどもの引き渡し、 降車後の車内確認 の各方法 |
| 3 | 登園管理 | こどもが登園後の施設と各クラスにおける 出欠確認の手順と人数確認の徹底 |
| 4 | 送迎車両の安全対策 | 送迎車両に設置する 安全装置 や、こどもに対する支援策、送迎車両の仕様、 バスラッピング等の考え方 |
| 5 | ヒヤリハット事例の収集・共有 | ヒヤリハット事例の収集方法、共有の仕方 |
| 6 | 送迎マニュアルの策定と活用 | 作成した マニュアルの見直しのタイミング や、 研修や訓練の実施 による活用 |

(3) 安全装置等の導入

国の経済対策に呼応し、子どもの送迎用バスへの置き去りを防止するため、安全装置等を導入する保育施設等に対して助成する。

(単位：千円)

| 区 分 | 補助対象施設 | 12月補正 |
|--------------|---------------------|---------|
| 送迎用バスへの安全装置 | 幼稚園、幼稚園型認定こども園、認可外保 | 288,840 |
| 子どもの見守りサービス等 | 育施設、ほか | 104,160 |
| 計 | | 393,000 |

保育所等における不適切保育への県の対応

(こども未来課)

1 概要

令和4年11月に裾野市から報告を受け、私立「さくら保育園」の1歳児クラスにおいて、不適切な保育が行われていたことが発覚した。

- ・令和4年12月4日に同園の保育士3人が暴行容疑で、静岡県警に逮捕
- ・令和4年12月23日に処分保留で釈放

| 区 分 | 内 容 |
|-----|---------------------------------------|
| 施 設 | 社会福祉法人桜愛会 さくら保育園(開設 昭和56年4月) |
| 園児数 | 定員：120人，令和4年11月時点の在園児数：142人(うち1歳児23人) |
| 職員数 | 39人(うち保育士数32人) |

2 不適切な保育の内容

1歳児クラスを担当している6人の保育士のうち、3人の保育士(正規1、臨時1、派遣1)が、不適切な保育を実施していたことを園が確認した。(裾野市の発表による)

| | |
|---|---|
| ① | ロッカーに入って泣いている園児の姿を携帯電話(個人所有)で撮影 |
| ② | 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる |
| ③ | 棚に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、足をつかみ宙づりにする |
| ④ | 予め遅刻する旨連絡のあった園児に対し、腕を引っ張り「遅いんだよ」と怒鳴る |
| ⑤ | 午睡時、寝かせつけた園児に対し、「ご臨終です」と何度も発言 |
| ⑥ | 泣かない園児に対し、額をたたき無理やり泣かせようとする |
| ⑦ | 昼食時に園児を怒鳴りつけ、ほほをつねる |
| ⑧ | 日常的に、特定の園児に対し、にらみつけ声を荒げ、ズボンを無理やりおろす |
| ⑨ | 園児を宙づりにした後、真っ暗な排泄室に放置 |
| ⑩ | 園児の容姿を馬鹿にした呼びかけ(ブス、デブ等)、暴言を浴びせる |
| ⑪ | 手足口病の症状のある園児のお尻を、無理やり他の園児に触らせる |
| ⑫ | 給食を食べない園児に対し、突然、後ろから頭をたたく |
| ⑬ | 不適切な発言をして、玩具が入っている倉庫に閉じ込める |
| ⑭ | 園児に対し、カッターナイフをみせ脅す |
| ⑮ | 丸めたゴザで園児の頭をたたく |
| ⑯ | 撮影した園児の写真に不適切なコメントを記し、保育士のLINEグループに投稿した |

3 県の対応

| 項 目 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| 不適切な保育の未然防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止に向けた施設及び市町の役割の再確認と組織全体による適切な保育の実施の徹底 ・保育所の自己評価ガイドライン、人権擁護のためのチェックリスト等の周知 |
| 不適切な保育の未然防止に向けた研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県保育連合会と共催で研修を実施 講師：西田 泰子 常葉短大教授 ・施設に対し、受講後の施設内意見交換会「自施設の保育の振り返り」の開催を要請 ・取組事例を他園に共有 |
| 指導監査 | <ul style="list-style-type: none"> ・書類調査、保護者アンケート、職員への聴取調査を実施 ・2月上旬に指導(勧告)通知を发出予定 |
| 無通告による指導監査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・無通告による随時監査の実施により、安全管理体制の運用状況や改善状況を確認 |
| 市町との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町に対して「不適切な保育」の事案が確認された場合又は疑われる事案を把握した場合には、速やかに県に報告するよう通知し、市町との連携、情報共有を徹底 |
| 市町への事務指導監査による情報連携の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町への事務指導監査において、市町が施設に対して行う不適切保育への対応項目を追加し、県との情報連携を強化 |